

4 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和2年4月16日 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和2年4月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>中田委員と宮部委員、よろしく申し上げます。</p> <p>会議の冒頭にあたり、私から新型コロナウイルスに関連して一言、御説明申し上げます。</p> <p>このたび、防府商工高等学校において、現時点で教職員4名から、「新型コロナウイルス感染症」の発生が確認されました。県民一丸となって新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組む中において、教職員が感染し、生徒や保護者、学校関係者、県民の皆様にご不安を与え、御心配をおかけしたことに対し、心よりお詫びを申し上げます。</p> <p>また、本日16日（木）から5月6日（水）までの間、全ての県立学校の一斉臨時休業を実施することとしました。全国的にも緊急事態宣言が出され、本県においても毎日のように新型コロナウイルスの感染者が増加し、教職員にも発生する中で、子どもたちの健康と安全を守る観点からの緊急的な対応でありますので、委員の皆様方、また県民の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日、繁吉副教育長は新型コロナウイルス感染症対策のため、この会を欠席させていただいております。各課の出席者も本日の議案等の関係者のみとさせていただいておりますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>それでは、早速会議に入らせていただきます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>報告事項1について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症」について、2点御報告いたします。</p> <p>1点目は、新型コロナウイルス感染症患者発生についてです。只今、教育長の方から御報告がありました通り、県立防府商工高校の教職員4名が感染症患者ということで、ここにお示ししております。</p> <p>最初は山口県内第25例目の方。4月9日に発熱症状が出て、自宅で待機しておりましたが、4月14日にPCR検査をしましたところ、陽性の反応が出たという症例です。これに伴い、濃厚接触の疑いが強い12名について、4月15日にPCR検査を行ったところ、お示しの県内第26～28例目の感染者が分かりました。</p> <p>今後ですが、4月15日に全ての教職員に対してPCR検査を行うとともに、濃厚接触の強い生徒についても検査の実施をするよう、関係部局のほうから伺っております。</p> <p>続いて2点目、「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業」の実施についてです。</p> <p>毎日のように新たな感染者が確認されているという状況を踏まえ、4月16日（木）～5月6日（水）まで、県内全ての県立学校を臨時休業といたします。対象となる県立学校は高等学校58校、中学校1校、中等教育学校1校、総合支援学校13校、計73校となります。</p> <p>なお、この中に含まれる防府商工高校については、5月6日という終</p>

<p>教 育 長</p>	<p>期を決めず、当面の間休業にしたいと思っております。 以上です。</p> <p>ただいま高校教育課から説明がありましたが、意見、質問はありませんか。 この件についてはいろいろと報道されて、御承知かとは思いますが、特に何かありましたらお願いいたします。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>臨時休業が4月16日～5月6日、防府商工については期限を決めないというかたちになりましたが、その間の授業ですね。子どもたちへの学習の“担保”と言いますか、そういったところについてはどのようにしていかれるのでしょうか。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>臨時休業を決めてから、対象となる学校につきましては生徒の学習が保障されるような取り組みをするよう、県のほうから指示をしております。具体的には登校日を設定し、家庭で学習できるような資料を配布する。それを回収し、その際に小テストを実施して、また新たな課題を与えるというキャッチボールを続けていくことを考えております。</p> <p>休業期間がかなり長くなりますので、学校によっては長期休業の縮減も視野に入れながら、必要に合わせて取り組むように伝えております。県教委と学校が連携を取りながら、何ができるかを今から考えていこうと思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>1日も早く、コロナウイルスが収まることを祈っておりますけど、なかなか予断を許さない状況が続きます。休業中の過ごし方についても、皆様の御意見がありましたら教えていただけたらと思います。</p> <p>また、このことについては教育委員の皆様方もいろいろ考えや提言があろうかと思しますので、随時思いつかれたら、御遠慮なく私どものほうへ御連絡いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、報告事項1については、以上のおりとします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>続いて、議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>議案第1号「山口県教育委員会表彰規則による表彰」について、御説明いたします。議案書の2ページを御覧ください。</p> <p>去る4月6日に 山陽小野田市立有帆小学校の坂田竜祐（さかた・たつすけ）教諭が、4月7日に山口県立新南陽高等学校の竹吉和也教諭が逝去されました。</p> <p>これに伴いまして、この方々が、表彰規則による「永年その職務に精励した者」であるとして、山陽小野田市教育委員会及び新南陽高等学校から教育功労者表彰の内申がございました。</p> <p>死亡退職に伴う表彰に係る永年精勤者は勤務年数が20年以上の者となっております。内申の状況と併せまして、表彰の基準を満たすものでございました。</p> <p>急な退職に対応し、これまでのご功績に報いるためにも、速やかに表彰する必要がございましたことから、「教育長に対する事務の委任等に関する規則」第4条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理して、4月6日付けで坂田教諭を、4月7日付けで竹吉教諭を表彰い</p>

<p>教 育 長</p>	<p>たしましたので、御報告し、承認をいただきたく、お諮り申し上げます。</p> <p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p> <p>死亡退職に伴う表彰ということですが。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号を承認いたします。</p> <p>続いて、議案第2号について、義務教育課から説明をお願いします。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>議案第2号の「山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について」でございます。資料は、3～6ページとなります。</p> <p>はじめに、資料の3ページに載せております「議案第2号参考資料」に基づき、採択に関する内容の御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、参考資料の3ページの2「教科用図書の採択替え」を御覧ください。通常、教科書の採択替えは4年間隔で行われます。今年度、中学校においては、新学習指導要領のもとで初めて各教科の教科書を採択する年です。</p> <p>また、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で、児童生徒の障害の状態などに配慮して、使用が認められている絵本などのいわゆる「一般図書」については、毎年採択替えを行うことになっております。</p> <p>3の「採択の仕組み」を御覧ください。ここでは、今年度行なわれます採択の仕組みと流れを矢印と丸数字で示しております。</p> <p>県教委は、図の「⑥」でお示ししておりますように、県立の高森みどり中学校、下関中等教育学校前期課程で使用される中学校の教科書、県立の特別支援学校で使用される中学部の各教科の教科書及び一般図書の採択を行います。</p> <p>また、市町立の小・中学校で使用する教科書及び一般図書については、それぞれの市町教育委員会が採択権者となりますが、採択の適正な実施を図るため、県教委は図の「③」としてお示ししておりますように、「指導・助言・援助」を市町教育委員会に行うこととなります。</p> <p>このことは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条に規定されています。この「指導・助言・援助」のために、具体的には、「採択の基準」と「教科書を選定する際の資料」を示すこととなります。その際、県教委では、図の「②」に示しております「教科用図書選定審議会」という諮問機関を設置して、教育関係者や学識経験者などから意見を聞くこととなっております。</p> <p>本議案は、この「教科用図書選定審議会」に対し、採択の基準や選定資料について諮問するためのものであります。</p> <p>なお、諮問事項は、資料の6ページにお示ししておりますとおり、「1 義務教育諸学校における令和3年度使用教科用図書の採択の基準について」「2 採択関係者に提示する令和3年度使用教科用図書の選定に必要な資料について」の2つであります。</p> <p>それぞれの諮問の要旨について説明いたします。</p>

	<p>まず、1の「義務教育諸学校における令和3年度使用教科用図書の採択の基準について」ですが、(1)では、義務教育諸学校における教科書採択について、一般的な基準を明らかにします。今年度は、中学校の各教科について示すこととなります。(2)では、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書の採択について、一般的な基準を明らかにするとともに、配慮すべき児童生徒の障害の状態に応じた絵本等を採択することなど留意事項を示します。(3)では、適性かつ公正な採択の確保に向けての全般的な留意事項について明らかにします。</p> <p>次に、2の「採択関係者に提示する令和3年度使用教科用図書の選定に必要な資料について」でございます。まず、(1)の中学校の各教科の選定資料に関しましては、①、②の2点について諮問いたします。また、(2)の一般図書の選定資料に関しましては、①から③までの3点について諮問いたします。</p> <p>以上、教科用図書選定審議会に対する諮問について、御審議の程、お願いします。</p>
教 育 長	<p>ただいま義務教育課から議案第2号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>実際に県教委で審議するのはもう少し先になりますが。</p>
佐 野 委 員	<p>教科書の採択に関わりますと、かなり大量の教科書に目を通すこととなります。やはり、こういった教科書の特徴などを専門家の目でまとめていただいたものというのは参考になりますので、ひとつ、しっかり見ていただいて、お示しいただければと思います。</p>
教 育 長	<p>教育委員の皆さんには、採択にあたって大量の教科書に目を通していただいたことを踏まえ、厳しい仕事をお願いしておりますけど、そのための参考資料となるものでございます。</p>
教 育 長	<p>議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第2号を承認いたします。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、報告事項2「障害者活躍推進計画の作成について」御説明します。議案書の10ページを御覧ください。</p> <p>「1 計画の趣旨」です。令和元年6月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するよう努めなければならないことが明示されたとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することが義務付けられました。</p> <p>このため、法の趣旨等を踏まえ、県教委においても実効性のある取組を積極的に進めるため、計画を策定するものであります。</p> <p>計画期間ですが、「2 計画の基本的事項」の(4)のとおり、令</p>

	<p>和2年4月1日から令和4年3月31日の2年間としております。</p> <p>次に11ページの「3 本県における障害者雇用の現状と課題」ですが、「(2) 障害者雇用率の状況」の表にありますとおり、法定雇用率の2.4%に対して、県教委の実雇用率は2.13%と下回っているところがございます。</p> <p>12ページの「4 目標」でございます。</p> <p>「(1) 採用に関する項目」では、「当該年6月1日現在の法定雇用率を達成すること」を目標としており、令和2年度につきましては、法定雇用率の2.4%を目指すこととします。</p> <p>「(2) 定着に関する項目」では、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標として掲げております。目標達成のために、障害者の活躍を推進する体制の整備や障害者の活躍を推進するための環境整備、人事管理等の取組を行っていくこととしております。</p> <p>具体的には「5 取組内容」にあるとおりですが、「(1) 障害者の活躍を推進する体制整備」では、「障害者雇用推進チーム」を設置し、適切な情報共有や、労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させるなど、人材の育成に努めます。</p> <p>「(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定」では、障害者である職員に対する面接等を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていくかなどの点検等を行ってまいります。</p> <p>「(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理」では、「ア 職務環境」として、新規採用した障害者への定期的な面談のほか、13ページの「イ 募集・採用」では、個々の障害特性に応じた選考方法や職務の選定を検討することなどにより、積極的な障害者の雇用や、不本意な離職が生じないように、目標達成に向けた取組を進めることとしております。</p> <p>このような取組を通じて、本県教育委員会で勤務される障害者が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境づくりをより一層促進してまいります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
小 崎 委 員	<p>私事なんですけど、「4 目標」のところに「不本意な離職者を極力生じさせないこと」とあるのですが、ちょっとよく分からないので、意味を教えていただけたらと思います。</p>
教育政策課長	<p>他に良い仕事が見つかって転職される方はもちろんですが、実際に例えば、自分に仕事が合わなかったとか、職場の同僚との関係等で離職せざるを得なかった者を想定しております。</p>
小 崎 委 員	<p>やめさせられた教員は含みますか？</p>
教育政策課長	<p>“やめさせられた”というのにも範囲に入るとは思いますが、一応、御自分で勤め続けたいと思うのに、辞めざるを得ない環境となった場合を想定しております。</p>
佐 野 委 員	<p>社会には障害のある方が少なからず一定数おられ、誰でも何かのきっかけで障害を持つことを考えますと、障害のある方が職員として業務に参加できる環境は必要だと考えております。</p>

	<p>障害を持たれる方が教員として働く時に、これは障害のあるなしに関わらないですけど、子どもたちの手本になってもらえる方とか、何か将来などに気づきを与えてくれる方と言うような感じで、関わってほしい人物像があると思うんですけど、そういったものっていうのはある程度、望ましい教員像というのはお持ちなんですかね？</p>
教 育 長	<p>望ましい教員像。要するに教員採用試験の時、試験要項の中で「山口県が求める教員像」について触れておりますが、私の記憶では、障害者に対しての望ましい教員像というのがありますかね？</p>
教 職 員 課 長	<p>山口県の教員として求められる教員像というのを出しておりますけど、障害のある教員ということで特にお示ししたものはございません。障害者を対象とした選考は行っておりますけど、お示しのようなことは出しておりません。</p>
佐 野 委 員	<p>障害者の方を雇用される時、「この方は採用したいな」と思われる時に、その方が能力を発揮できるかどうかの合理的な配慮が用意できるかが問題になってくると思いますので、そのあたり、「採用したいけど、実際働いてもらうにはいろんな環境づくりが必要でないか」というところも含めて、考えていただけたら、良い先生を採用できるんじゃないかと思います。</p>
教 育 長	<p>山口県は目標を達成しておりませんので、しっかりとこの壁を乗り越っていききたいなと思います。</p>
穎 原 委 員	<p>13ページの(4)のその他についてなんですが、物品調達をされているということで、具体的にどういった内容でしょうか。</p>
教育政策課長	<p>これにつきましては、障害のある就労者を積極的に雇用されているとか、そういうところの事業所さんから積極的に雇用が出来るようなかたちで、全国的にそういった取組があるということで紹介させていただきました。</p>
中 田 委 員	<p>11ページ「3 本県における障害者雇用の現状と課題」(1)のふたつ目の○の後半、「従来 of 身体障害者に加え、新たに知的障害者及び精神障害者にも対象を拡大しました」と書いてありますが、この知的障害・精神障害というのが、まあ微妙ではあるんですけど、どの程度だったら大丈夫なのかというような基準がある程度ないと、安定的に授業をやってもらえるかどうかをチェックしないといけないので、必要だと思います。</p> <p>実際に知的・精神障害の条件を持って採用された方がこれまでにどれぐらいおられるか、人数でも簡単に分かれば知りたいです。</p>
教 職 員 課 長	<p>直近5年間で申し上げますと、障害者特別選考で採用した方が3人おられます。</p> <p>先ほどの障害者特別選考にあたりましては、教員採用もそうなんですけど、「障害種別に関わらず受験できるよう」ということで、身体障害に加えて、知的障害・精神障害にも対象を拡大したということでございます。</p>
中 田 委 員	<p>一応3人はおられるということですね？身体障害も含めて？こっち</p>

	だけの条件ということで採用というのは分からないですか。
教職員課長	これは今年度からです。
教育長	それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。
教育長	次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	次回の教育委員会会議は令和2年5月20日（木）午後2時を予定しております。よろしくお願いたします。